

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	医療課医務・看護係
内線番号	4748

No.	項目	内容
①	処分名	医療法人の解散認可
②	法令名	医療法
③	法令番号	昭和23年法律第203号
④	根拠条項	第55条第6項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第五十五条 社団たる医療法人は、次の事由によつて解散する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 定款をもつて定めた解散事由の発生 二 目的たる業務の成功の不能 三 社員総会の決議 四 他の医療法人との合併(合併により当該医療法人が消滅する場合に限る。次条第一項及び第五十六条の三において同じ。) 五 社員の欠亡 六 破産手続開始の決定 七 設立認可の取消し <p>2 (省略)</p> <p>3 財団たる医療法人は、次に掲げる事由によつて解散する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 寄附行為をもつて定めた解散事由の発生 二 第一項第二号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由 <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 第一項第二号又は第三号に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>(以下、省略)</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ●医療法の一部を改正する法律の施行に関する件 (昭和25年8月2日厚生省発医第98号厚生事務次官通知) ●医療法人解散指導基準(本府作成)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	京都府医療審議会
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)3ヶ月
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	医療課医務・看護係(075-414-4748)
⑬	備考	当該認可については、京都府医療審議会への諮問が必要となります。 必ず、担当まで事前に相談願います。